

令和3年8月18日
令和3年8月18日

令和3年第5回
南部町議会臨時会

会 議 錄

南部町告示第106号

令和3年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年8月11日

南部町長 陶山清孝

記

1. 期日 令和3年8月18日

2. 場所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第53号 専決処分の承認を求めるについて

議案第54号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）

議案第55号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

塔田光雄君	加藤学君
荊尾芳之君	滝山克己君
米澤睦雄君	長束博信君
白川立真君	三鴨義文君
仲田司朗君	板井隆君
細田元教君	亀尾共三君
真壁容子君	景山浩君

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第5回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和3年8月18日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和3年8月18日 午前11時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 議案第53号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））

日程第5 議案第54号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第55号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 議案第53号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））

日程第5 議案第54号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第55号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 塔 田 光 雄君	2番 加 藤 学君
3番 荊 尾 芳 之君	4番 滝 山 克 己君
5番 米 澤 瞳 雄君	6番 長 束 博 信君
7番 白 川 立 真君	8番 三 鴨 義 文君
9番 仲 田 司 朗君	10番 板 井 隆君
11番 細 田 元 教君	12番 亀 尾 共 三君

13番 真 壁 容 子君

14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 藤 原 宰君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 土 江 一 史君
総務課課長補佐 ----- 加 納 諭 史君 防災監 ----- 田 中 光 弘君
建設課長 ----- 田 子 勝 利君 産業課長 ----- 岡 田 光 政君

午前11時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第2回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、板井隆君、11番、細田元教君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第53号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第53号、専決処分の承認を求めるについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案第53号、専決処分の承認を求めるについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年7月30日付でございます。

詳細につきましては、総務課のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課課長補佐、加納諭史君。

○総務課課長補佐（加納 諭史君） 総務課課長補佐です。

議案第53号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,920,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月30日

専決 南部町長 陶山清孝

今回の補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、PCR検査費用の助成を行うためのものでございます。

それでは、4ページを御覧いただきたいと思います。まず、歳出ですが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費です。600万円増額し、1億3,562万1,000円とするものです。これは新型コロナウイルス感染症、特にデルタ株ですが、感染者が爆発的に増えている現状において、不要不急の外出の抑制や県をまたいだ往来の自粛をお願いしている中、やむを得ない事情で往来をしなければならない方へPCR検査を行っていただき、新型コロナウイルスから本町を守るための検査費用を助成する費用です。

次に、歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。歳出と同額の600万円を増額し、1億5,339万1,000円とするものです。これは全て国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしております。

以上、御審議よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ここで発言の訂正をいたします。冒頭、「令和3年第2回南部町議会臨時会」と申し上げましたが、正しくは「令和3年第5回南部町議会臨時会」でございます。訂正をよろしくお願ひいたします。

提案に対し、質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） この補正予算について質問いたします。

まず、この補正予算がなぜ専決処分をされたのか。この専決処分ということにつきましては、私は6月議会で非常に申し上げました。どういうときに専決処分をすべきかということも申し上げたはずです。それにもかかわりませず、またこのたび専決処分ということ、私は非常におかしく思ってるんですよ。確かに8月1日から補助金を交付するには時間がなかったかもしれませんけども、やはりこういう重要な問題は専決処分の前に例えば全員協議会でも開いてでも議員に協議をしてほしかった。専決処分をされたら議員は賛否ができないんですよ、これ。だって、私が今これ逆に反対したって、もう専決処分しますから通ってしまうんでしょう。やっぱり専決処分というのは本当にやむを得ない場合、これに限ってほしい、私はそのことを声を大にして言つております。

それから、第2点目、私はホームページを見ました。この補助金の明細が出ておりました、ホームページに。その中に、この補助金は住民の日常生活を営む上での不安解消と感染拡大防止を図ることを目的とするというふうに書いてあります。だけど、よく考えてください。PCR検査は絶対的なものじゃないんですよ。甲子園でもよく分かるでしょう。地元を出るときは陰性の選手が甲子園に来てから陽性になってるんですよ。そういうことが必ずあるんです。検査の翌日以降に発症することもあるということから、住民の不安解消には絶対つながりません。住民はやっぱり不安です、帰ってこられたら。それから、完全な拡大防止にもこれはつながりませんということ。

それから、3点目なんですけども、これもホームページ載っておりますけども、やむを得ずという言葉が出てきます、赤い漢字で。この範囲が非常に不明なんですよ。やむを得ず介護、看病等と書いてあります。通学、通勤、仕事等による往来を除くというふうに書いてあります。だけど、全員協議会でも言いましたように、一人の事業主、単独の事業主はやむを得ず県外に出ることもあるんです。そういうことも抜いている。

私はちょっとお聞きしたいんですけども、総務課に。じゃあ、やむを得ずどうしてもいうことは書いてありますけども、どうしても自分の孫を実家の親に見せたい、それからどうしても家に帰りたい学生の帰省、それからどうしても盆の墓参りをする、こういう人たちはどうなるんですか。それについてお聞きしたいと思います。場合によってはこの申請を受け付けた行政のほうが補助金を交付する、交付しないを決めるわけですから、やり方によっては行政が住民に不平等な扱いをする可能性だってあるんですよ。そのこともわきまして、先ほど私が言いました孫、それから学生、盆の墓参りについてちょっと当局の所見を伺いたい。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。専決処分について3点御質問をいただきました。

まず、専決処分について町長はどう思ってるのかということだろうと思っています。緊急、やむを得ない事態がないという限りは臨時議会を招集して、議員の皆様と議案について真摯に議論をするというのが民主主義であり、自治の根本、本質だろうと思っています。

しかし、今回のこのコロナについては非常にタイミングが重要であるというふうに思っています。7月の29日の県の緊急会議、続いて30日の緊急会議、続いて8月の2日の措置法に対します県民への呼びかけ、このような一連の流れの中で、お盆を控えて県民の動きを何とか止めたい、そして町民の皆さんもできるだけ御協力いただいた上で、やむを得ない移動というものはそれぞれあるという具合に思っています。現実に都会部からのしみ出しのコロナが町内に入ってこ

ないためには、現在の中では、先ほどの2点目の御質問いただきました、PCRは絶対ではありませんけれども、現在の可能性として、医学や科学的に考えてPCRは有効だと言わざるを得ないのではないかと思っています。そういう極めて、沈んではまた浮かび上がり、また沈んでは浮かび上がるという、こういう繰り返しをしているコロナの中で、ここぞというときに対策をしっかりと練って町民の安全を守る、そのために致し方なく専決処分をしたものでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

2点目のPCRについても絶対ではありませんけれども、現在の医学的、科学的にはPCRは有効であると。鳥取県並びに国の中でもPCRを推奨しているという具合に認識してるのでございます。

3点目、やむを得ずの概念でございますけど、これは非常に曖昧でございます。この主語はあくまでも私が防災無線で申し上げましたとおり、通勤、通学、生活必需品の買い出しなどの場合以外の人と人の人流をとにかく減らす。簡単そうですが、生活に、買物に、お盆を前に動くなというのは非常に心苦しいですし、難しい問題だと思ってます。これが1点目。

2点目は、県境をまたぐ移動をするなというお願いをいたしたところでございます。その上で致し方ない事情、これはお一人お一人にそれぞれの事情があろうと思ってます。私がここの場で町民にこれは致し方ないという、これはいいだろうと、こういう判断はできかねます。町民一人一人が御自分の状況や判断基準をお持ちいただいて、また町長が発します、また県が発しますこの緊急事態、感染厳重警戒宣言の意味合いを十分に御理解いただいて、適正に動いていただいたことだろうと思っています。またコロナは終息をし、また再び出てくるだろうと思っています。前回のスペイン風邪は3年に及んだと言ってます。文明や科学が発展した今日、ワクチンという武器がありますけれども、これとて3回目の接種が必要だろうと今、議論も出てきました。いろいろな状況に柔軟に、そして的確に対応しながら、住民の皆さんと、行政だけが一方的に言つてはなりませんで、住民の皆さんとが御理解いただいて協力いただきなければ全ての制度は生きません。

今、議員がおっしゃった内容も確かにそのとおりだろうと思ってます。住民の皆さんとがこれを、この条例を安易に御理解いただけましたら、これは余計人の動きが活発になってきます。そういう面でそのようなことがないように改めて行政としても人の動きを止めるということを徹底してまいりたいと思っています。感染症厳重警戒宣言は御存じのとおり、16日から1週間延長になって、今月22日までこのような警戒宣言を県内で発してるのでございますので、町民の皆さんと力を合わせてこの困難に乗り越えていきたいと、このように思つてますので、どうぞ御

理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今、町長からの御答弁をいただいたわけですけども、やはりホームページに載ってるので、それから町長がさきに言われたいわゆる県外をまたぐ移動の禁止とかそういうことに非常に矛盾が出てくるんですよ、このホームページは。よく見てください、ホームページを。それなら、いっそ私が思うのは、確かに人の移動を制限する力は地方自治体にはございませんし、国にもございません。本当に住民に安心感を与えるということを今、おっしゃったんですけど、確かにPCR検査は私がさっきも言ったように完全ではないんですけども、やっぱりPCR検査を全ての人が受けて県の移動をするんだったら、こげなやむを得ない事情とかそういうことを言わずに、会見町民が例えば県をまたいで移動をするということになれば……（「南部町民」と呼ぶ者あり）南部町民だ、ごめんなさい。そうしたらみんなにやっぱり補助金を出してはどうですか。そのほうが私はよっぽどすっきりすると思いますよ。訳の分からんやむを得ない事情、どこまでがやむを得ない事情なんだと絶対追及されますよ。そうじゃなくて、もし本当にこの専決処分で今、事業がもう向かっている最中ですから、そうだったらやっぱり、確かに観光とか遊びに行く人はどうかと思いますけども、ほかの方は大体がやむを得ない事情で動くんですよ。だって、先ほど言った学生の帰省だって本当に帰りたくてしようがない子いるんですよ。孫の顔見せたくてしょうがない親もいるんですよ。その辺のことをやっぱり考えて、さっき言いましたように観光とか遊びでない以外は、町民が県外に出入りする場合にはみんなにPCR検査の補助を出したらどうですか。その辺のことについてお伺いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。専決をしましたのは、まずお盆前の、非常にクラスターが大きく発生し、この鳥取県の中でも2人口当たりでいえば大都市並みの感染者が増えた。その中で何としても人の動きを、お盆前も非常に困難だったけれども、お盆前の人流を止める。それから、買物であったり、それからそういう生活必需品を除いて、生活に必要な行動を除いて不注意な外出というものをやめていただきたい。今はデパ地下に行くことを制限しようとしています。そのような緊張感がこの地方部の中では、ワクチン接種が急速に進んだことと相まって少し緩みがちではないかという不安感もあります。そういう中で町民の皆さんに致し方がないという条件をつけて、今回、年度内の移動に対して補助金を用意いたしました。もし期間を限定をして、この間であればということがつけるんであれば、感染症厳重警戒宣言

間の間の移動であったり、そういう場合のどうしてもということをつけてということでは可能でしようけれども、これが先ほども申しましたように、これはまた下がります。下がった中で人の動きはまた出てくるでしょう。この中で、果たしてそのPCRを打つたらどんどん人が動いてくださいねということに補助金を出すということは、今、議員がおっしゃった、これは矛盾しとるじゃないかということにつながりかねないことを懸念しています。

これからコロナの内容と柔軟な対応をしていかなくちゃいけないということを申し上げつつ、今後この制度も固定してこうだという、決めつけるんではなくて、住民の人の流れをできるだけ止めていただく、そして困難な状況に陥っている方には手を差し伸べる意味合いでPCRを受けていただきながら移動していただく、こういうことを住民の皆さんと合意をしていくように努めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3点質問いたします。今回の新型コロナウイルスの感染症に対してPCR検査の助成事業を町がしていくということについては、私は住民への大きな影響があったなというふうに思っているところです。

一つは、先ほど今日も全員協議会等でお話ししたときに、私、非常に大事な議論だなと思ったことがあります。やはりそうか、いろいろ町がしていくにはいろんな整備をしないといけないということを言えば、先ほど米澤議員がおっしゃった、誰を対象にするかというところでいえば、やはりやむを得ずとかいろんな条件があるんですけども、そういう、一番公平なのは希望者全員にするという点を考えてもいいのではないかと思っている点が一つ。それについて町長は今、米澤議員に対して答えていましたけれども、なぜこの希望者全員がっていうことになれば、一つは鳥取県がこの第四波、五波って言われるとき見たときに、人数が増えたとき見たらクラスターだけでは対応できない状況、それと感染経路がつかめないというのが出てきているわけですよね。その中でどう対応するかというときには、やはり科学的にPCR検査を導入するっていう時期に来てるのかなと思っているのが一つ。

それと、もう一つは、人流をとどめるといつても、例えば広島から何回も来る方がいらっしゃるんですよ、お仕事に。この方は行くなと言ったら保障がないから仕事できんわけで、生活できないんですよ。とすれば、その点で広島の無料のPCR検査、非常に助かったと言ってるんです。この人は仕事で県外に行くんですね。自分たちは保障されたらおるけれども、保障されんかったら動かんといけんと。そういう段階で、私は政府の不備だと思うんですけども、保障がない段階での人流というのは、これは生活のために動いてる人がいるということも考えないといけない。

そういうことを考えた場合、通勤、通学、仕事による往来を除くというのではなくて、やはり少なくとも、本当は全員かもしれん、希望者。お金たちも要りますからね、町、うちで。希望者に全員するということにやっぱり適用を広めるべきではないかと思ったこと。

それと、もう一つは、やはり政府機関の審議官である尾身会長が、コロナ禍になってPCR検査の必要性を言い出してきたわけですよ。それに対応して県なんかも無償でやっていますが、私はそういう意味では、南部町が半額、本当はもっと下げてほしいんですけど、それをしたということは、この県内にも影響を与えるし、どんどん出てくると思うし、県でも考えていくのではないかと思っているわけですよ。

そこで、その拡大と、もう一つは、それでも帰ってきてる若い人に聞いたら、駅で簡単なPCR検査受けてくるというんですよ、1,000円とか2,000円で。半額といつても高いわと言われました。幾らぐらいだったらいいって、5,000円以下、1,000円、2,000円がいい、こういうふうに言うんですね。それも考えたときに、やはり費用の半額まで頑張られたと思うんですけれども、やはりこの費用の拡大っていうことも含めて、若い人の、希望するということは考へてることですよ。決してむやみに人流を広げるということはないですから、その意識を高める上でもこのPCR検査の助成導入を、もう少し中身を豊かにして住民に広く宣伝していく必要があるのではないかと思う点について、町長はどのようにお考えでしょう。拡大すること、対象、いわゆる希望者全員。費用をもう少し助成、金額を上げること、それとPCR検査の必要性の科学的な見地に立って自分はこうするのだということ、しっかりと住民に言うこと、この点についてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。希望者全員は先ほども米澤議員のほうからもございました。予算の範囲、さらには物理的にPCR検査を、今度帰ってきたときはいいんですけど、出るときにはこの地域の中で確実にできるかどうかっていう問題もございます。

私も昨年は上京したとき、3度ほどインターネット上のPCR検査を受けましたけれども、その注意書きに陶山清孝を特定するものではない、個人証明ではないと。それはそうですよね。つばを、唾液を入れてインターネットでコンビニから送ってネット上で陰性っていう、この陰性証明ですけども、知らんとこに、これは陶山清孝とひもづけはできないわけですから、証明するものではないと、そういうことだわなという具合に思いました。広島でやってる検査も多分そういうことで、御本人をひもづけたものではないという具合に認識しています。大量にするときつとそういう方法しかないんだろうと思います。一つ間違うと、悪用とまでは言いませんけれども、

P C Rがねじ曲げられる可能性もありますので、これは一定の制限というものが私は今は必要でないかと思ってます。

今度多分可能性が出てくるのは、暮れの人の動きというときに対して町としてどうするのか。さらにそのときに、南部町の現在の予定では9月の19日にP C Rの集団接種を終えようとしています。大体81%の方が今、希望していただいているとして、順調にいけば約8割の町民の方に、ワクチン接種が終わるということになろうと思っています。その状態と、この秋から冬にかけてこのコロナがどういう動きをするのかということも見極めながら、県や国との対応を足並みをそろえて連携していく必要があると思っています。したがいまして、先ほど米澤議員に申し上げましたとおり、現時点では対象者全員にしていくんだというような立場には立てないということを御理解いただきたいと思っています。

あと何だったですかね。（「住民へのP C R検査の必要性」と呼ぶ者あり）尾身会長がおっしゃつてるとおり、P C Rを全員にする。先ほど、昨日でしたか、山口県が希望される県民全員にP C Rをして、とにかく無症状の人の中で感染が拡大するのを止めるということを言わされました。私は、これを一自治体の中で本当にやっていくべきなのかどうかということが困るなと。といいますのは、隣の町との連携だったり、人は今、県境またぐなと言っても県内をどんどん動くわけですから、こういう問題についてはもう少し広い範囲で国を挙げてそういう体制を取るだとか、物理的にP C R検査、それから抗原検査でも非常にP C Rと同じような精度を持った、出入国管理は抗原検査でやってると聞きますので、そういう仕掛けをフルに使えばこの日本の中でもっとできるんではないかなと思います。そういうところも見極めながら、県や各周りの市町村とも連携しながらこういうものを対応していくかなくちゃいけないだろうなと、このように思ってるところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が最後にお答えくださいました、各一つの町ではなかなか限界があるというの、私も事実やというふうに思います。そういう意味では、人流を止めるということも一つの町村ではできないことになっているのも事実やと思うんです。身近で見た場合、例えばうちは寺ですけども、初盆で帰ってこられる、大抵帰ってこられない方のほうが多いんですけど、帰ってくる方はみんなP C R検査して帰ってくるんですよ、自己負担して。ということは、考えてる人はちゃんと考えているんです。

ところが、一方、これは県外の方からメールが入ったんですけども、たまたま用があって東京に行ったら、渋谷とか浅草に行ったらマスクしてるもんがないっていうんですよ。それはそ

うですよね、オリンピックなんかって言ってるときに、そういうふうな現状があるときに、今回のデルタ株が出る、ラムダ株が出てきて子供にも影響があるんじゃないかというとき、命の危険があるわけですよね。そういうときにこのコロナに关心を持つこと、そしてワクチンももちろんそうですけども、PCR検査等でどんなふうに感染していくのかということを今、考えていらっしゃらない方にも考えていく、経過なり、私は非常に自治体としてPCR検査、どう向かうかということで、住民の命を守る視点に立つかどうかというの、問われていると思うわけです。そういう意味でいえば、いろいろ確かに専決の問題もありますけれども、大変な中で予算も有効活用しようしながらPCR検査の助成に踏み切ったということは、これは私は住民が歓迎することだというふうに思っています。

そこで町長、これは町村だけでできることではない。県知事も全国の知事会長になられました。そういう意味でいえば、全国的に抑える方法として、ワクチンの接種の早急の実施と、やっぱりPCR検査をしていきながら抑え込んでいく、このことについて国ももっと力を出してほしいということを町長として声を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。実は西部の町の中でも、こういうPCRについての助成、それから抗原キットを配布することをしている自治体、これは近隣の自治体の中でもございます。しかし、先ほどから申し上げましたとおり、一自治体の中でこういう検査を推奨し、町民全員に、希望される方にしていくということに限度があるだろうと思っています。今回、私ども南部町で行いましたのも、致し方ない理由をつけたり、2回が限度だよということの限定をつけているところです。

米澤議員にも申し上げましたけれども、本来であれば、これはやはり全国の中でそういう検査場をちゃんとつくって、希望される方、どうも昨日、出会った方と不意にマスクを、なくて1メートル未満でそういう接触をしたなと思いついたら、すぐにでも検査ができるような体制が必要なんではないかと私は思っています。こういうことが、私が思うぐらいですから、国、県、十分こういうことも考えておられると思いますので、今後のデルタ株後の対応をぜひとも、これが一段落したときに、国や県や市町村が力を合わせて対応する方法は必ずあるという具合に思ってます。もちろん、先ほど言いましたようにワクチン接種も進みますので、今度のブースト接種ですか、3回目の接種が必要か必要でないのかも含めて、もう少し国を挙げての議論を待ちたいと思ってます。町村会を通じてそういう議論は今も進んでいますので、それを少し私どもも声を上げながら皆さんと力を合わせていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） すみません、何点かお聞きします。

この今回の専決、コロナのワクチンのやつですが、町長、すごく勇気っていうか、思い切られたことだなと思っております。町長が防災無線で言われた内容を見ましたら、町民は本当にこれは出たらいかんなと思われました。その後、ほっとやむを得ずが出てびっくりしたぐらいですけども、恐らく県の中でも南部町は本当に思い切ったことされたんだなと私は思っております。

その中で一つお聞きしますが、そういう7月の二十何日でしたか、緊急会議があった7月29、7月30日、そういう中にあってこれをされた。要はブレーキですね、ブレーキを県はじめ、市町村、知事をはじめ皆さんがした。このブレーキを思い切り踏めと言った中で急にアクセルも出てきたと。これに対して全協でお聞きしましたら、3件、要は盆までにあったってお聞きしましたら、中身はどんなのといったら、やむを得ない理由だけで通ったっていうことになれば、今後こういうことがなるときには、全部理由を、やむを得ない理由で南部町に戻ってきます、やむを得ない理由で東京、大阪、蔓防、緊急事態あるとこに行きますっていいたら、これは認めてもらえるんですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。やむを得ない理由というものを皆さんと共有しながら、決してアクセルを踏んで、誰でも県境をまたいで、事情が、諸所の事情でも動いてもいいということを加速させてるものではないということを町民の皆さんと共有しながら、その上でやむを得ない方について申請いただいたものについては受け取る方向で考えてると思います。

現在、8月の14日、お盆のさなかでしたけども、臨時でワクチン接種を行いました。史上最高の480人まで今、一日やるようになりました。三百数十人から始めたものが今、480人、もういっぱいいっぱいです。その中でも、2週間以内に県外との往来、接触があった方については、中へ入っていただいたら困りますので、ドライブスルー接種を行っています。現在でもドライブスルー接種を希望される方が1回目で59人ぐらいおられるんですね。ですから、いろいろな事情はあると思いますけれども、人の人流はそれぞれ都合の中で止めよう、止めようとしても、致し方なくやはり動いておられる方はおられるという具合に認識しています。この方々のPCRは、先ほど議員等がおっしゃられたとおり、仕事等であればもうPCR、皆さん打っておられると思います。個人で気軽にちょっと行ってきたわということはないと思いますけれども、何らかの事情で致し方なく県境をまたがなくちゃいけなかった方々が、ぜひともPCRをちゅうちょす

ることなく検査を受けていただくためにもこの補助金を有効に使っていただきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今の言葉をお聞きしまして、本当に行かれる人は心ほっとされるんじゃないのかと。

もう一つ提案したいですが、緊急事態宣言してるところ、蔓延防止をしているところいたらどうしても鳥取県に近いところなんですよ、蔓防があるところは、岡山、広島。それと、緊急は関西、それと東京、あの周りですね、一番交流が多いとこ。そういうとこに限ってでも、どうぞやつていただいと堂々と言われたがいいやな気する。ほとんどそういうとこ行かれるのはやむを得ない方だと思います。そのようにしてやらんと、あんまり、僕はやむを得ないといつたらもう冠婚葬祭しかないと思ったんですけども、全協でお聞きしましたならば、理由がやむを得ないついとつたらスルーになってますので、ならば取りあえずでも蔓防地域、蔓延防止対策がしているところ、緊急事態宣言が出てるところに行かないけんというのはよっぽどやむを得ない人ですけん、また来る人もそういうところだったら、もうどんどんやっていっていただきたい。

これ鳥取県でも、私は、町長は清水の舞台から降りたんじゃねえかなと思って、ぐらいに感じております。本当は私、これ反対しようと思ったんですけど、お聞きしましたらもう苦渋の決断だということで、本当にブレーキとアクセルを踏んだり離したり踏んだり離したりしながら頑張っておられるんかなというように解釈いたしました。何でも、コインでも、表もありや裏があつて一つのコインでございますので、だけんそういう人と人の、南部町の町民を守るということになればそれも致し方ないかなと今、やっとこさ思うようになりましたけども、これについて町長、ちょっと町民の皆さんにもっと訴えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ありがとうございます。やめろ、止まろう、動くな、動くなと言っても、やはりどうしても人の動きは止まらないのが現状だろうと思っています。お一人お一人いろいろな事情がありますし、それはできるだけ動いてくれるなという行政の声は、なかなかそこまで届かないだろうなというのも感じています。ここはひとつ町民と力を合わせて心を1つにしながら、もうしばらくの間、今、五十何%だったか、60%に近いぐらい第1回目の接種が終わりました。9月の19日に81%までいきますので、私は、ワクチンの効果は科学的な数字からいえばかなり出てくるんではないかと思います。といって、人がどんどん動いても、今度は、抗体は2週間をピークに抗体の力が落ちてくるということもこの頃言われますので、

また感染が広がる可能性もあります。特に今度は自覚症状が非常にはない感染が広がっていきますと、打っていない12歳、11歳以下の子供たちへの影響も心配するところです。皆さんと力を合わせながら、あらゆる方法を柔軟に対処しながらやっていきたいと思います。その上で議会との会話を十分に取りながらやっていく所存でございますので、今回、致し方なく専決処分をいたしましたけども、今後も柔軟に対応する上で議会との対話は重要なものだと思っていますので、ぜひ今回の専決には御同意いただきまして、御理解も頂戴したいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） すみません、今、町長がワクチンのことで言われました、9月で八十何%。この夏ですらデルタ株が、コロナが物すごい勢いで頑張ってる。これから9月、10月、11月、インフルエンザが始まる時期と一緒に、これまた寒うなると余計発生するんですよ。そういうときですので、できたら町長はもう一声かけてでも、ワクチンを90%以上でも、南部町はやるというように頑張ってアピールしてでもやってもらうと。そうせんと本当に今よりも秋、冬が怖いんです。この特別のコロナの接種の補助金も、今、全協でお聞きしましたら、盆と年末年始を当てにしておられるでしょ。9月でのワクチン来ますので、今にまた。できますので、できたら寒うなる前、要はインフルエンザが始まる前までに、80%言わずに90%、どうしてもいけん人もおりますので、ぜひともしていただきたい。これを町長の口から町民に訴えて、そうせんとこの秋から冬にかけて一番怖いんですということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。8月の14日は、お盆のさなかが、南部町では初めて12歳以上、59歳までの集団接種の初日でございました。私も警報の発令中で、少し雨が弱まった時間を見計らって病院で見ますと、若いお父さんやお母さんが子供さんを連れて接種をしていただいていました。若い世代で、本当1か月前ともう全然景色が違う病院の中で非常に前向きに接種を考えていただいたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。さらにその上で、科学的に十分に安全な見地でワクチンはその効果があるという具合に言われています。今、インターネット上ではワクチンを打つと妊娠しないとか、子供さんに打つと危ないだとか、いろいろなデマ情報が流れています。近隣の町村や町内でもチラシが配られたりして、非常に県内でも大問題になっているところでございます。きちんとしたアメリカCDCの情報であったり、日本の厚生労働省の情報であったり、そういうところの情報をしっかりと見ていただいて、正し

ぐコロナと向き合って、その情報を見た上で、御自分でワクチンの接種を判断いただきたいと思います。町長としてはできるだけ打っていただきたいですけども、これもお一人お一人のいろいろな体調や都合があると思いますので、お勧めする、ぜひ打っていただきたいとお願いをすることでございます。先ほど細田議員が言いましたように、90%でも100%でも希望する方には打ってまいりますので、ぜひともお願いしたいと思っています。必要なワクチンはどこをかき集めてでも、町長等の責任として集めてまいりますので、ぜひ安心してワクチン接種に挑んでいただきたい、このように思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） さっき私は質問の中で3点質問いたしましたけれども、どれも納得いく答えはございませんでした。専決処分の問題についてもそうです。それから、住民の日常生活を営む上での不安解消と感染拡大防止を図るということについてでもやはり納得がいかない。そして3番目、やむを得ずどうしてもということでどこまでの線引きをするかということについてもきちんとした答弁がなかった。私が反対しても専決処分ですからどうしようもないんですけども、そうはいってもやはりちょっと当局のあり方について私は非常に不満を感じておりますので、反対をいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に賛成いたします。賛成する理由は、いわゆるコロナ対策について科学的な立場に立ってPCR検査の費用の助成を決めたという点です。

私は、県内でも風穴が一つ空いたのかなっていう感じをしています。これはいろんな先ほどの議論の中で不十分な点っていうことも、議員の人たちからも意見が出たのでそれを修正していくながら、例えば対象者の問題、費用等の問題、回数の問題等についても、今後改善されることを望むところです。

専決の問題もありました。原則として議会で議決を諮るということは当然なことだし、私たちもその立場です。ただ、今回の状況を見た場合には、お盆に向けて人の動きを何とかしたいとい

う中でのやむを得ない内容だったということ。それにしても全協等での説明要ったという立場には立っておりますが、コロナウイルスの感染対策でPCRを位置づけたということは、私は今後の対応の一つの道筋を示したという点では、町の政策を評価して賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、専決処分の承認を求めるについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

休憩をいたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

日程第5 議案第54号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第54号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐、加納諭史君。

○総務課課長補佐（加納 諭史君） 総務課課長補佐です。

議案第54号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,375,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年8月18日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年8月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

このたびの補正予算（第5号）につきましては、7月7日から13日の間の豪雨における災害復旧に係る必要な経費を予算計上しているものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。第2表、地方債補正です。1、追加です。起債の目的及び限度額は、農地災害復旧事業（補助）430万円、農業用施設災害復旧事業（補助）1,090万円、農業用施設災害復旧事業（単独）1,370万円、林道災害復旧事業（補助）1,280万円、林道災害復旧事業（単独）1,340万円、道路橋梁災害復旧事業（補助）4,620万円、道路橋梁災害復旧事業（単独）1億1,680万円、河川災害復旧事業（補助）190万円、河川災害復旧事業（単独）550万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

それでは、歳出から主なものを御説明いたします。8ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費は66万8,000円増額し、1億3,766万4,000円とするものです。これは7月豪雨により町有地の斜面が崩れ、隣接する敷地内へ土砂が流入したため、土砂の撤去とのり面の修繕を行うための費用です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は438万6,000円増額し、4億7万6,000円とするものです。これは住宅用地の被害を回復するための補助となります。2件分でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業総務費は82万円増額し、1億6,486万6,000円とするものです。これは7月豪雨の落雷で、農業集落排水施設のポンプ制御盤の故障修繕及び仮設ポンプの設置経費を農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものです。

7款土木費、4項住宅費、1目公営住宅管理費は238万4,000円増額し、1,551万6,000円とするものです。これは若者向け住宅の裏の斜面が崩れ、駐車場へ土砂が流入したため、土砂の撤去及びのり面の修繕及び破損したごみ収納庫を再設置するための経費となります。

8款消防費、1項消防費、3目災害対策費は166万4,000円増額し、3,675万3,000円とするものです。これは災害対応に従事した職員の超過勤務手当、土のう、境地内の排

水ポンプの借上げなどに伴う経費です。

9ページをお開きください。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費は2,400万円増額し、2,400万2,000円。2目農業用施設災害復旧費は7,570万円増額し、7,570万2,000円。3目林業施設災害復旧費は5,670万円増額し、5,670万2,000円。4目農地等小災害復旧費は1,890万3,000円増額し、1,890万5,000円とするものです。これはそれぞれ農地の機能復旧、農道、農業用水路、ため池の復旧、林道の復旧、国の災害事業の対象とならなかった農地や水路の復旧に伴う経費となります。

10ページです。同じく10款2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は2億5,569万8,000円増額し、2億5,570万円。2目河川災害復旧費は1,150万円増額し、1,150万円とするものです。これはそれぞれ被害を受けた町道の復旧、河川の復旧に伴う経費となります。

同じく10款4項中山間地域共同施設災害復旧費、1目中山間地域共同施設災害復旧費は180万円増額し、180万円とします。これは各種災害復旧補助制度の対象とならない被害について、地元自治会等が自己負担により復旧する際にある必要経費を補助するものです。

次に、歳入を御説明いたします。6ページを御覧ください。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金は1,005万円増額し、1,050万円とします。これは農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業の地元の分担金です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は9,664万8,000円増額し、9,664万8,000円とします。これは道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費の国の分担金です。

15款県支出金、県補助金、4目農林水産業費県補助金は918万円増額し、1億7,825万4,000円。

7目災害復旧費補助金は6,432万5,000円増額し、6,432万5,000円とするものです。これは歳出側の農地、農業用水路の復旧の県の補助となります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は4,852万円増額し、1億1,176万円とします。これは前年度繰越金による予算調整です。

次に、11ページを御覧ください。給与費明細です。今回の補正は、災害対応で従事しました職員の超過勤務手当を増額しております。（1）総括の中ほど、一般職の職員手当を114万8,000円増額しております。

それから、14ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。2、災害復旧費の中ほど、当該年度中起債見込額のうち、当該年度予算分を2億2,550万円増額します。これにより、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債の当該年度末現在高見込額は、65億9,117万8,000円となります。

以上、御審議よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お聞きします。この予算説明書の11ページなんですが、農業用施設の災害復旧工事の補助が載っております。総額にしますと5,450万円が載っております。件数としては9件ですが、そのうちいわゆる利用者については15%の分担金が載っております。この中見ますと、このページの一番下なんですが、有効性のところ見ますと、今の農業の実態を見ると非常に経営上が大変な状況のこと、そのためにやっぱり復旧をしないことはだんだん農業は廃れていくということなんです。そのことは十分分かるんですけども、負担金ですね、自己負担が1.5%ということなんですね。かなりの金額になりますね。そうしますと、状況ではなかなか採算が合わない今の農業の実態からいいますと、大変な負担になると思うんです。これはそういうことからいうと、今の町の農業の衰退を食い止めるためには、自己負担が15%は大変な金額ですので、もっと公費のほうでの負担を増額することを十分考えるべきだと思います。その点について町長、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。災害復旧の負担金のことについての御質問だろうと思います。負担金はできるだけ少なくなるように取り組んでいこうと思っています。それは全体の事業費をどうやって落としていくのかということにもつながっていくと思います。できるだけ住民の、農地をお持ちの方と相談しながら、工事全体が、事業費が上がらないようにしたいと思ってます。

15%の補助率をかさ上げということについては、今、喫緊の対応はできません。もう少し時間をかけながら考えていかなくちゃいけませんけども、農地災害で例えばその一つ一つの田んぼに果たして10万円を投下するのかどうかというのは、やはり経営としての農業者のお考えにほかありません。この写真を見ても分かるとおり、桁が落ちとるわけです。一定のあぜシートを張って水が回らないようにするだとか、そういうことも必要でしょうし、根本的な対策が必要なところについては、やはり一定のブロック積みだとかそういうことをしなくちゃいけませんけども、

根本的に桁を越えて水が入ったとか、そういう場合についてはもう少し田んぼの管理ということ必要でしょう。いろいろな要素がここにはあると思いますので、十分にこの土地をお持ちの方と相談をして、適切な、あまり大きな負担にならないような復旧工法も検討する必要だろうと、このように思います。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 以前から町長は、個々人の自己財産については安易に負担すべきでないということは十分私も分ります。しかし、農業はやっぱり町の基幹産業です。そういうことから、先ほどおっしゃったように十分考慮されて手厚い支援をお願いすることを要望しておきます。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この事業別説明資料の6ページで1点伺いたいと思いますが、境地内において排水ポンプの設置、稼働を行い、40万3,000円ということですが、たしか境地内には固定型の排水ポンプがあったと思いますが、なぜ新たにポンプの設置が必要だったか。固定型の排水ポンプの処理能力を超える流入でもあったのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。まず、境の排水ポンプ場ですけども、御質問のあったとおり固定ポンプが2台設置してございます。設置してある能力につきましては限りがございまして、単純に言いますとそれを超える雨が降ったために仮設ポンプを急遽設置したことになります。

若干経過がございまして、今回は線状降水帯ということでございます。ゲリラ的な感じで降りまして、非常に予測がつかなかったということが実は7月の7日、まず7月の最初に降った雨のときにありました。そのときには数時間で雨は降りやむ予測でしたので、もちろん線状降水帯ということで仮設ポンプを用意する準備、台風の場合はタイムラインに沿って準備しますけども、準備してございませんで、状況としましては超える雨が降って固定ポンプでは追いつきませんでした。

次に、7月の12日に降ったわけですけども、線状降水帯が来るということはあらかじめ分かっていましたので、7月の7日の二の舞にならないようにということで、あらかじめリース会社のほうに仮設ポンプ等を御準備いただいて、雨の状況を見ながら12日の日は急遽ポンプを設置したということでございます。

固定ポンプも一定の雨量に対しての備えはございますけども、それを超えてしまうととても受け切れないということになりますて、まずは仮設ポンプは町のほう、町で間に合わなければ県のほうに排水ポンプ車、県が間に合わなければ国のほうの排水ポンプ車というような何段構えにも、境の排水ポンプ場はそういうことでの対策をしている排水ポンプ場になっております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第55号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第55号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書の1ページ目をお願いいたします。

議案第55号

令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月18日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年8月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

今回の補正は、7月12日の豪雨での落雷で福成第2マンホールポンプ場のポンプ制御盤が故障し、この修理、あるいは仮設ポンプを設置したものによる補正が主なものでございます。

それでは、4ページ目をお願いいたします。4ページ目の下になります。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、2目維持管理費です。82万円増額しまして、6,924万5,000円とするものでございます。

次に、上の歳入をお願いいたします。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。82万円増額しまして、1億676万2,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、1点です。説明資料の35ページを見ていました。

今回、7月12日の落雷でこういう故障が発生して維持管理費を出すということなんですが、こういうふうに7月12日の落雷、災害にはならないわけですか。そこが聞きたかったんです。

先ほど白川議員の言ったポンプのときもそうですけども、町の事業の中で災害となるかならないかっていうのは、やっぱり国、県の補助事業の関連かなと思ったりするんですけども、金額が小さいですが、こういうことが維持管理費として一般財源で賄うというのはどういう考え方なのかというの、災害との関係をちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。今回の落雷によるものは、自治体の保険

のほうで対応するということになってございまして、災害復旧ではなくて落雷による影響を受けたということでの保険のほうの、当て込むということで予定してございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が全協の質問のときに、個人の分は保険に入っとれと言つたので、例えば家で落雷とか保険対応するんだけど、町が落雷のような保険に入つてると。入つてなかつた場合はどうなるわけですか、災害に申請できるということですか、そうではない。すみません。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。少なくともこういった生活排水処理施設、公共下水、集落排水あるわけですけども、全て保険の対象ということで、加入しているということを認識しております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第55号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和3年第5回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和3年第5回南部町議会

臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時12分閉会
